

指導行政のポイント

どうなる“義務標準法”改正法案

菱村 幸彦

このたび、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」(以下「義務標準法」)の一部改正法案が国会に上程された。

2年生以上の引下げ検討を附則に

改正法案の概要は、次のとおりである。

- (1) 小学校1年生の学級編制の標準を現行の40人から35人に引き下げる(平成23年4月1日から施行)。
- (2) 学級編制は、市町村が都道府県教委の定める「基準に従い」行うとしているのを、「基準を標準として」行うに改める(平成24年4月1日から施行)。
- (3) 市町村教委が学級編制をする際、都道府県教委に協議し、その同意を必要とする仕組みを廃止し、市町村教委の事後届出制とする(平成24年4月1日から施行)。

今回の改正のねらいは、2つある。

第1は、学級定員の引下げである。公立学校の学級定員については、昭和33年に「義務標準法」が制定され、小・中学校の学級定員を50人とした。続いて昭和39年に45人に引き下げ、さらに昭和55年に40人となった。その後、チームティーチングや少人数指導等の推進を図ってきたが、学級定員の引下げはなかったため、今回の学級定員の引下げは30年ぶりとなる。

ただし、今回の引下げは、小学校1年生に限られている。小学校2年生以上と中学校の学級定数の引下げについては、昨年末の予算編成の際、高木文科相、野田財務相、玄葉国家戦略相の間で折衝が行われ、今後の検討に委ねられることとなった。その趣旨が改正法案の附則で「学級編制の標準を順次に改定することその他の措置を講ずることについて検討を行い、その結果に基づいて法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする」という文言で書かれている。

附則で本則の経過措置を定める方法はよく行われるが、今回の附則は、通常の経過措置と違う。とい

うのは、本来なら、本則で学級編制の標準を35人とする原則を定め、附則で学年進行で実施を先に延ばす経過措置を定める方法をとるが、今回の改正は、本則で小学校1年生の学級定員を35人と定めるのみで、その他は、附則で今後の検討に委ねているからである。

これは財政当局の厳しい姿勢を示したものと見えるが、半面、文科省の来年度以降の予算編成にかけ強い意思が読み取れる。

都道府県のコントロールを緩める

第2は、学級編制の弾力化である。すなわち、学級編制について、できるだけ都道府県教委のコントロールを緩め、市町村教委が地域や学校の実情に応じ、柔軟に学級を編成できる仕組みに改めている。

まず、現行の学級編制の仕組みは、国の定める学級編制の「標準」に基づいて、都道府県教委が「基準」を定め、市町村教委はその「基準に従い」学級編制を行う方式となっている。今回の改正では、都道府県教委の「基準」の拘束性を緩め、市町村教委は「基準を標準として」学級編制を行うとしている。

次に、現在、市町村教委が学級編制をする際、都道府県教委に協議し、その同意を必要とする仕組みとなっている。改正法案では、この協議と同意の制度を廃止し、市町村教委は学級編制した結果を事後に届け出ればよいこととしている。

学級編制については、平成13年の義務標準法の改正および平成15年の文科省通知等で弾力化が図られてきたが、今回、学級編制の仕組みの変更により、一段と弾力的な学級編制が可能となるわけで、市町村教委と学校の実情に即した学級編制が期待される。国会のねじれで予算関連法案の難航が話題となっている。義務標準法の改正法案はどうなるか。与野党の対立法案ではないが、今後の成り行きに注目したい。

(ひしむら・ゆきひこ = (財)学習ソフトウェア情報研究センター理事長)

●2月の新刊! 新教育課程(小・中学校)で学ぶべきポイントを明示! A5判/208頁/定価2520円

『言語活動モデル事例集』水戸部 修治(文科省教育課程課調査官)【編】

研修誌・図書の小社への直接のお申込みは、無料FAX 0120-462-488をご利用ください(24時間受付・即日発送)